

令和6年度 指定管理者評価結果票

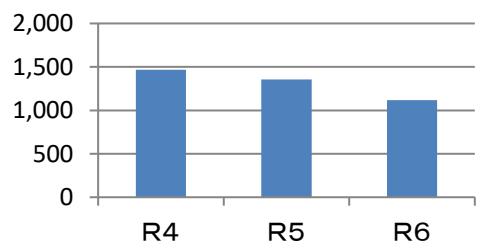
所 管 課	健康福祉部 障害福祉課
評価対象期間	R6.4.1 ~ R7.3.31

1 基本情報

施設概要	名 称	岐阜県立みどり荘
	所 在 地	岐阜市中西郷1-55
指定管理者	名 称	社会福祉法人岐阜県福祉事業団
	構 成 員	一
	所 在 地	岐阜市下奈良2丁目2番1号
	指定期間	R3.4.1 ~ R8.3.31
	指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項の規定により、知的障害者につき施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務。 ・障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所(児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者に係るものに限る。)を行う業務。 ・施設の管理に関すること。 ・その他仕様書に定めること。

2 利用状況を把握するための指標

指標	利用者数 (単位:人)
R4	1,469
R5	1,357
R6	1,117



3 令和6年度の収支状況

(単位:千円)	
収 入 計	281,420
利 用 料 金	278,856
指 定 管 理 料	0
そ の 他	2,564
支 出 計	253,066
人 件 費	193,502
施 設 管 理 費	13,659
そ の 他	45,905
差 引	28,354
納 付 金	—

4 前年度の評価員会議の主な意見及び対応

前年度の評価員会議の主な意見	対応状況
・建物設備の環境が老朽化する中で、施設運営に努力しているが、現在変わってきた利用者の状態に適切なサービス提供ができているかという課題がある。	・身体状況の低下等がある利用者においては、多床室という狭い空間、バリアフリーではない環境での生活のしづらさがあると思うが、家族に現状を伝えながら、施設移行も視野に入れた生活の方向性を本人・家族と一緒に考えている。
・環境の変化など利用者本人や家族との情報共有やコミュニケーションを大切に進めていくこと。	・日頃から、利用者の近況や状況等を共有し、関係構築に努め、年2回のモニタリングの時期には個別懇談を行い、利用者の今後の生活の在り方も踏まえて支援方法を共有している。

5 評価員会議による評価結果

評価項目	評価点 (平均点)	評価員の主な意見
管理基準の充足状況	3.8	<ul style="list-style-type: none"> 施設内における意見収集や改善活動において、施設長が主体的に行動していることは、職員や利用者にとって模範的な取組として評価できる。 職員研修の量、質ともに、大変充実している。職員のやりがいにつながるような、人材育成がなされている。 施設設備の老朽化が進んでいる分、違う側面で新たな価値を打ち出していくいただきたい。
設置目的の充足状況	3.8	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の満足度は概ね高く、日常生活や支援において安心感が得られている。 利用者の健康管理がしっかりとなされており、入院日数の削減につながっている。 現況の施設・設備において、質の高いサービスの改善に努めること。
公共性の確保の状況	3.8	<ul style="list-style-type: none"> 多様化するニーズへの個別対応に努めている。 利用者の方の意向を聴く機会を積極的に設けていることや様々な催し物に取り組んでおり、生活に潤いを感じられた。 設備の古さ、使いにくさを、利用者の状況に合わせて、職員が道具を作りして補っている。
経営状況	3.5	<ul style="list-style-type: none"> 現員数が定員数から大幅に下回っている中で、収支のバランスを崩していない。 物価上昇への対応に努めること。 研修や人材育成体制の充実により、職員の専門性が高いことを外部へアピールし、新たな入所者獲得を目指していただきたい。
派生的効果	4.0	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の課題に対し、計画的かつ積極的に取り組んでいる点は、職員の意識向上や利用者サービス向上に資するものであり評価できる。 地域との繋がり、ニーズに対して積極的に応じている。 保育士・社会福祉士実習の受け入れがあり、熱心に指導している。ボランティア団体の受け入れも積極的である。

<評価基準>

5	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされており、かつ特筆すべき実績・成果を上げている
4	協定書等に定める水準を上回る管理運営がなされている
3	協定書等に基づき、適切な管理運営がなされている
2	協定書等に基づき、概ね適切な管理運営がなされているが、一部に更なる工夫や改善を要する
1	改善を要する

6 県による評価結果

最終評価	評価の考え方
A	<ul style="list-style-type: none"> 協定書に定めるサービス水準を満たし、適切に管理されている。 利用者の方の意向を聴く機会を積極的に設けていることや様々な催し物に取り組んでおり、安心、安全、快適に利用できるような運営がなされている。

<評価基準>

S	優れた管理運営がなされており、かつ十分な実績・成果を上げている
A	優れた管理運営がなされている
B	適正な管理運営がなされている
C	改善を要する